

聖籠町告示第18号

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成29年3月15日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱を廃止する告示

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱（平成9年聖籠町告示第130号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、第4条の決定を受けた者の平成29年3月31日までの交通費については、なお従前の例による。